

新庄市国土強靱化地域計画

令和3年3月

(改定 令和5年3月)

(改定 令和8年3月)

新 庄 市

【目 次】

I はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3

II 基本的な考え方

1	新庄市における国土強靱化の理念	3
2	基本目標	3
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	3
4	想定される大規模自然災害（本計画の対象）	5

III 脆弱性評価

1	脆弱性評価の考え方	6
2	「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
3	評価の実施手順及び結果	6

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1	施策推進方針の整理	8
2	施策分野の整理	8
3	施策分野ごとの施策推進方針	8
	（1）行政機能	9
	（2）危機管理	13
	（3）建築住宅	18
	（4）交通基盤	21
	（5）国土保全	24
	（6）保健医療・福祉	25
	（7）ライフライン・情報通信	27
	（8）産業経済	30
	（9）農林水産	31
	（10）環境	32
	（11）リスクコミュニケーション	33

V 計画の推進

1	計画の推進管理	36
2	計画の見直し	36

【別表 1】	脆弱性評価結果	37
--------	---------	----

【別表 2】	「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針	55
--------	--------------------------	----

【別添資料】	国土強靱化地域計画 計画事業一覧	73
--------	------------------	----

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

国は基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、令和5年7月28日の閣議決定による基本計画、国土強靱化年次計画2025（令和7年6月6日国土強靱化推進本部決定）及び第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえ、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

山形県においても、基本計画を踏まえ、平成28年3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定し、令和8年3月の一部改定を経て、強靱な県土づくりの取組を推進している。

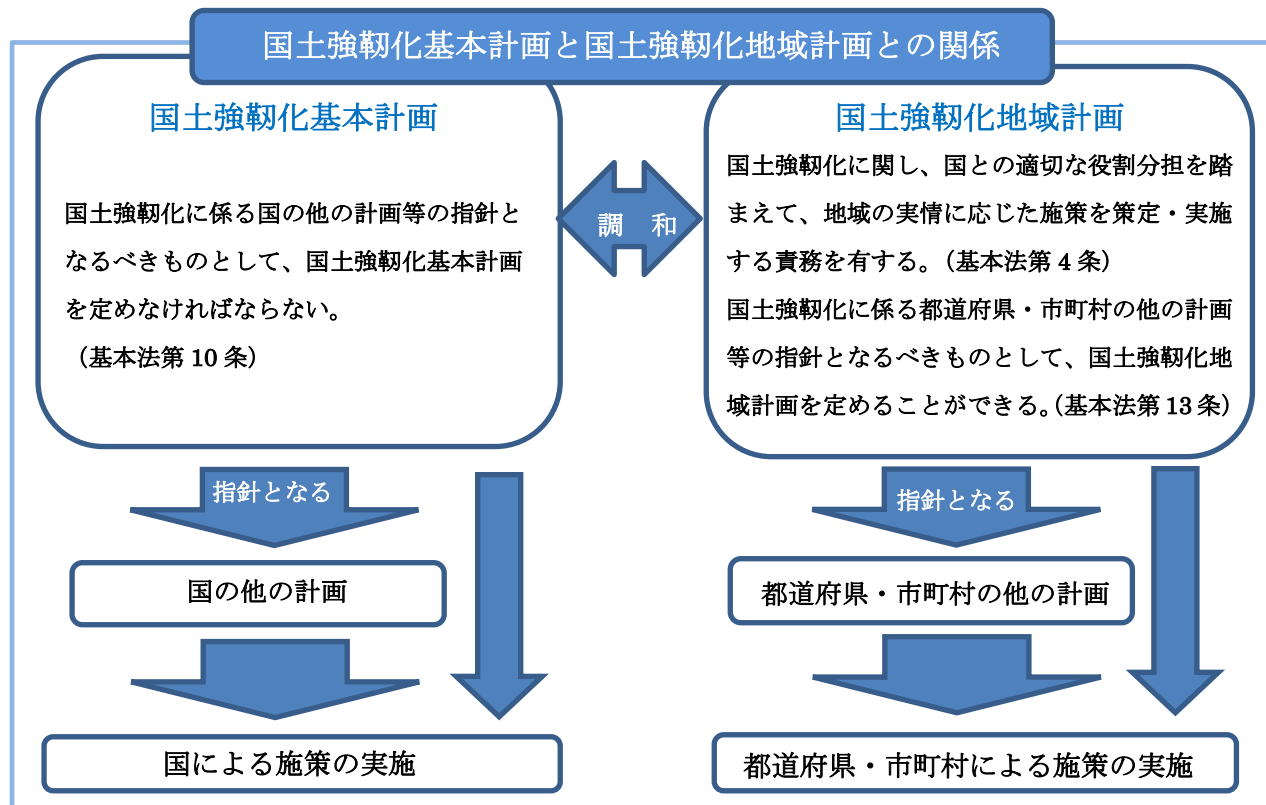
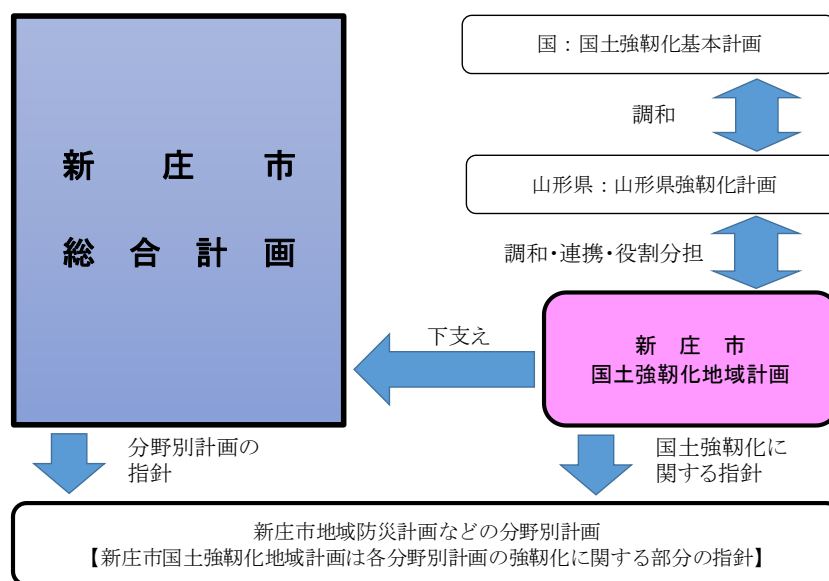
本市においても、令和3年3月に「新庄市国土強靱化地域計画」を策定し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を兼ね備えた「強靱な新庄市」のまちづくりを推進してきた。

本市の強靱化施策を一層推進するため、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化、政府の基本計画の見直し、さらには、県計画の改定等を踏まえ、本計画の見直しを行う。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となる。また、国土強靱化に係る各種計画等の指針となり、新庄市総合計画を下支えする計画となる。

●国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とする。

ただし、実施事業を体系化した別添資料「国土強靱化地域計画 計画事業一覧」については、実施計画や予算への関連事業の計上状況等にあわせ、毎年度見直すこととする。

また、本計画は県計画等の内容と調和を図りながら策定しており、今後の県計画等の見直し状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

Ⅱ 基本的な考え方

1 新庄市における国土強靱化の理念

本市における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を長期的な展望に立って推進し、強くしなやかな地域づくりを進める。

2 基本目標

国の基本計画及び県計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標として設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧・復興を図ること

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりに向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組み姿勢

- ・ 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取り組む。
- ・ 長期的な視点を持って計画的に取り組む。
- ・ 社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組合せ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市、市民、民間事業者、NPOなど、関係者相互の連携により取組みを進める。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 市民の需要の変化等を踏まえ、財源の効率的、効果的な使用による施策の持続的な実施に配慮するなど、施策の重点化を図る。
- ・ 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・ PFI※の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進する。
※PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 大都市圏と比べて高い高齢化率や、全国有数の豪雪地域であることなど、本市の特性に応じた取組みを進める。

(5) 国土全体の強靱化への貢献

- ・ 国土強靱化を実効性のあるものとするため、強靱化に向けた市の役割を念頭に、国及び県の取組みとの連携を図る。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震（東日本大震災クラス）など、広域な範囲に甚大な被害をもたらすと想定される市外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から対象とする。本計画で想定する主な自然災害については、次のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

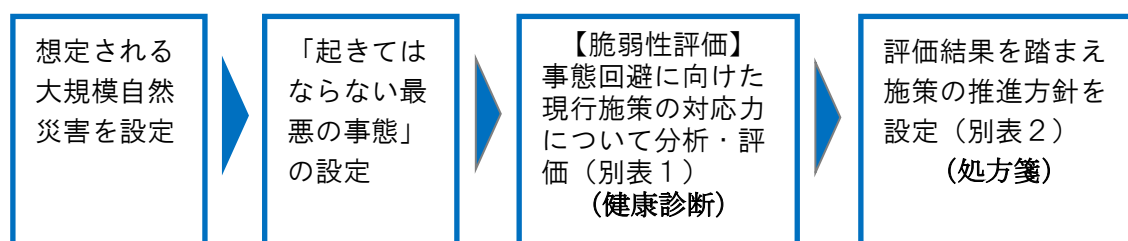
県内／ 県外	自然災害の種類		想定する規模等
県内	大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災による死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模 水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模 土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物理的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
県外	大規模地震・津波		南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震（東日本大震災クラス）など、他県で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力発電所における事故等

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。本市としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画や県計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本市の地域特性に応じて項目の整理を行った。本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と32の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。（P7に掲載）

3 評価の実施手順及び結果

設定した32の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など市以外が取組み主体となるものを含む。）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

評価結果は、別表1のとおりである。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標(8)		起きてはならない最悪の事態(32)	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等(1-2の施設を除く)の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給やライフラインの長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における被災者の健康状態の悪化、疫病・感染症による死者の発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン※の寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	基幹的交通ネットワーク(陸上、航空)の機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
※サプライチェーン： 商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのこと。			

Ⅳ 強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理し、推進方針を別表2のとおり取りまとめた。

2 施策分野の整理

各課等の所管する業務等を勘案し、次のとおり11の施策分野を設定する。

○ 施策分野

(1)行政機能、(2)危機管理、(3)建築住宅、(4)交通基盤、(5)国土保全、
(6)保健医療・福祉、(7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、
(9)農林水産、(10)環境、(11)リスクコミュニケーション

3 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策や目標指標、推進方針は、以下のとおりとする。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らし必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、施策分野ごとに、実施事業を別添資料「国土強靱化地域計画 計画事業一覧」として取りまとめ、その内容については、毎年見直すこととする。

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- () 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- [] 内には、当該施策の取組み主体（国、県、市、民間の4区分）を記載
- 《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

(1) 行政機能

1) 行政機能

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [市] 《行政機能／建築住宅》

- 市庁舎等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修がほぼ完了しているが、引き続き耐震化を推進する。また、今後は新庄市公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進)

(1-2) [市] 《行政機能》

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、施設建替え時の区域外への移転や嵩上げ等の改修、災害時の避難確保計画の作成等、状況に応じた対策を推進する。

(避難所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [県、市] 《行政機能／危機管理》

- 避難所の機能強化のため、良好な生活環境を確保するため必要な設備の整備を行う。

(市の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [市] 《行政機能／危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に新庄市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧業務に取り組みながら市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「新庄市業務継続計画」を平成31年4月に策定したところであり、当計画の検証や見直しを行いながら業務継続に必要な体制整備を進める。

(ＩＴ部門における業務継続体制の整備) (3-1) [市] 《行政機能／ライフ・情報》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのＩＣＴ－ＢＣＰ（情報システムの業務継続計画）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ＩＣＴ－ＢＣＰの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。

- ICT-BCPの策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

（緊急車両に供給する燃料の確保）（3-1）〔市、民間〕《行政機能／危機管理》

- 災害時において、被災現場や避難所を巡回する緊急車両への燃料供給が滞らないように、石油関係団体と協定の締結を行い、災害時の燃料供給を図っていく。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

（1-6, 3-1, 4-1）〔県、市〕《行政機能／危機管理／ライフライン》

- 大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等行政機関相互の通信手段を確保できるよう、県や東日本電信電話株式会社及び携帯電話各社と防災会議や防災訓練、災害協定等で連携を強化していく。

（災害情報伝達手段の確保）（4-2）〔国、県、市〕《行政機能／危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも市民に災害情報を提供できるよう、災害情報共有システム（※Lアラート）、緊急速報メール、SNSの活用等、多様な情報伝達手段の整備を図る。

※Lアラート

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。

（災害時における住民への情報伝達手段の強化）

（1-6, 4-2）〔市〕《行政機能／危機管理／ライフライン》

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールや防災行政無線など、様々な手段で情報を伝達しているが、放送を聞き取れない場合の防災行政無線・音声ガイドサービスの利用について、周知する。

2) 広域連携

(大規模災害時における広域連携の推進) (3-1) [県、市、民間] 《行政機能／危機管理》

- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している自治体と通常時より情報共有を図るなど、災害時に備え連携を強化する。
- 職員が被災し、被害調査等への人員の確保が困難となることが懸念される。また、調査等に必要な器具保管場所が倒壊し、調査に遅れが生じることが懸念されるため、広域連携の推進を図る。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

(2-1) [県、市、民間] 《行政機能／危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き協定先と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行い、連携を強化していく。

(広域防災拠点の整備)

(3-1) [県、市、民間] 《行政機能／危機管理》

- 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、防災関係機関と連携のもと整備計画を進める。

3) 消 防

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進) (2-3) [市] 《行政機能》

- 災害時に防災拠点となる最上広域消防本部については、新消防庁舎整備基本計画に基づき、令和7年度末までに新庄市大字松本地内へ移転し、施設整備を図る。
また、本市の防災備蓄倉庫も耐震化されていないことから、施設の移転も含め整備計画を策定する。
- 停電時に備え、消防本部、市防災備蓄倉庫について非常用発電設備の設置及び更新を行う。

(大規模災害時の消防力の確保) (2-3) [県、市] 《行政機能／リスクコミ》

- 大規模災害時には、地域の消防組織の活動が必要になるため、緊急消防援助隊

など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

- 大規模災害が発生した場合は、緊急消防援助隊や自衛隊などの受け入れ対応のための受援体制を整備する。
- 迅速な消防活動の展開を阻害させないよう、消防車両、小型動力ポンプの更新を行う。また、効果的に消防活動を行うために、消防団員の確保、団員の研修及び消防職員と消防団員の合同訓練として市総合防災訓練の充実を図ることで消防力を強化する。

（緊急消防援助隊派遣時の消防力の低下防止） (2-3) [県、市] 《行政機能》

- 他県で発生する大規模災害時に当本部の緊急消防援助隊の部隊を派遣することになった場合でも、災害に対応すべき消防力が低下しないよう、広域応援協定等に基づいた訓練の実施や関係機関（自衛隊・警察等）との連携の構築等により、消防力の実効性の確保を図る。

（NBC災害対策の充実） (7-2) [県、市] 《行政機能》

- NBC災害時に消防隊員の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、最上広域消防本部と連携し、NBC災害対策用資機材の充実及び消防大学校や関係機関（自衛隊等）における教育の充実を図る。

※NBC災害

核（nuclear）、生物（biological）、化学物質（chemical）による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。

（緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保）

(2-4) [県、市、民間] 《行政機能／危機管理》

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定の締結を行い、災害時の燃料供給を図っていく。

《目標指標》

- ・ 消防団員数（定数に対する割合）：95%（R1）→100%（R8）…定員数 1,039 名を充足する。

(2) 危機管理

1) 洪水対策

(洪水ハザードマップの周知) (1-3) [国、県、市] 《危機管理》

- 近年頻発する想定を超える降雨や局地的豪雨を踏まえ、洪水時における市民の迅速かつ円滑な避難に役立つよう、浸水想定区域や避難に関する情報を記載した洪水ハザードマップについて、全戸配布並びに市ホームページ及び市報への掲載を行うとともに、出前講座において活用し、広く周知していく。

(避難情報等の具体的な発令基準の策定) (1-3) [市] 《危機管理》

- 洪水時の避難情報等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化)

(1-3, 1-6) [国、県、市] 《危機管理／国土保全》

- 河川の水位や気象情報等を県のシステムや気象台とのホットライン等での確に把握し、必要に応じて、避難情報や災害に関する情報を市民に提供する。また、市民に対して、情報取得の方法についても、市報や市ホームページ、出前講座等で周知していく。

(タイムラインの運用) (1-3) [市] 《危機管理》

- 災害発生 of 事前予測がある程度可能な台風について、取るべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の運用により、被害の最小化を図っていく。

2) 土砂災害対策

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、市] 《危機管理／国土保全》

- 土砂災害ハザードマップの定期的な改正及び土砂災害を想定した警戒避難体制の整備を強化する。

（土砂災害に係る避難情報等の発令基準の策定）（1-4）〔市〕《危機管理》

- 土砂災害の発生が予想される際、避難情報等の具体的な発令基準を策定しているが、実災害や国のガイドライン等に応じて適宜改正を行いながら、市民の円滑かつ迅速な避難を確保する。

（治山による土砂災害対策の推進）

（1-4, 2-2, 7-1, 7-3）〔国、県、市〕《危機管理、農林水産》

- 国や県と連携し、治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めているが、山地災害の防止や水源の涵養など森林の公益的機能の維持、増進を図る。

（ため池の適正管理）

（1-3, 7-1）〔県、市、民間〕《危機管理／農林水産》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検や安全性の評価を実施し、改修の必要なため池については順次整備を行う。また利用されていないため池については、管理者と協議の上、順次廃止工事を行う。

3）原子力災害対策

（放射線モニタリングの実施）（7-4）〔国、県、市〕《危機管理／環境》

- 隣接県の原子力発電所における事故が発生した場合に備え、機器の維持管理モニタリング実施体制の整備を図る。

（原発事故発生時の初動対応の強化）（7-4）〔市〕《危機管理》

- 原子力発電所から30km圏内ではないが、市民の健康や不安の軽減を図るため、市防災計画に対応等を定め、防災知識の普及を図る。

4) 情報伝達機能

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

(1-6, 3-1, 4-1) [県、市] 《行政機能／危機管理／ライフライン》

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等行政機関相互の通信手段を確保できるよう、県や東日本電信電話株式会社及び携帯電話各社と防災会議や防災訓練、災害協定等で連携を強化していく。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [国、県、市] 《行政機能／危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも市民に災害情報を提供できるよう、災害情報共有システム(※Lアラート)、緊急速報メール、SNSの活用等、多様な情報伝達手段の整備を図る。

※Lアラート

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。

(災害時における住民への情報伝達手段の強化)

(1-6, 4-2) [市] 《行政機能／危機管理／ライフライン》

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールや防災行政無線など、様々な手段で情報を伝達しているが、放送を聞き取れない場合の防災行政無線・音声ガイドサービスの利用について、周知する。

5) 応急・復旧対策

(市の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [市] 《行政機能／危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に新庄市地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧業務に取り組みながら市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「新庄市業務継続計画」を平成31年4月に策定したところであり、当計画の検証や見直しを行いながら業務継続に必要な体制整備を進める。

（大規模災害時における広域連携の推進）（3-1）〔県、市、民間〕《行政機能／危機管理》

- 大規模災害時における応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、相互応援協定を締結している自治体と通常時より情報共有を図るなど、災害時に備え連携を強化する。
- 職員が被災し、被害調査等への人員の確保が困難となることが懸念される。また、調査等に必要な器具保管場所が倒壊し、調査に遅れが生じることが懸念されるため、広域連携の推進を図る。

（自衛隊との連携強化）（2-3）〔国、県、市〕《危機管理》

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

（孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保）

（2-2）〔県、市〕《危機管理》

- 孤立の危険性のある集落において、電話不通時の通信手段として配備している通信機器を災害発生に確実に通信できるよう、定期的に実践訓練を行っていく。
- 孤立の危険性のある集落において、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所について、引き続き確保していく。

（緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保）

（2-4）〔県、市、民間〕《行政機能／危機管理》

- 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定の締結を行い、災害時の燃料供給を確保していく。

（支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備）

（2-1）〔県、市、民間〕《行政機能／危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き協定先と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行い、連携を強化していく。

（災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備）

(2-1) [県、市、民間] 《危機管理／リスクコミ》

- ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政や新庄市社会福祉協議会、活動を支援するボランティア団体との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向け取組みを促進していく。

（豪雪災害時の災害救助法適用） (1-5) [市] 《危機管理》

- 豪雪時における家屋倒壊等を防止するため、障害物（雪）の除去など災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

（被災者生活再建支援制度の拡充） (8-3) [国、県、市] 《危機管理》

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であるが、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

6) 地域防災力

（地域コミュニティの維持） (8-3) [県、市、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平時から活力ある地域づくりを促進する。

（自主防災組織の育成強化） (1-6, 2-3, 4-2, 8-3) [県、市、民間] 《危機管理》

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、組織化を促進する。また、避難所運営の体制強化のため、自主防災組織等の地域住民中心の避難所運営ができるよう住民主体の避難所運営マニュアルの作成等に取り組む。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地区防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。

（避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）

（1-1）〔県、市〕《行政機能／危機管理》

- 避難所の機能強化と良好な生活環境を確保するため必要な設備の整備を行う。

（食料等の備蓄）（2-1, 5-4）〔県、市、民間〕《危機管理／リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、市民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き防災訓練、出前講座等で周知を行うとともに、防災士など有識者を活用するなど啓発活動を行う。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

（災害時における食料品の安定供給）（5-4）〔県、市、民間〕《危機管理》

- 災害時でも食料品を安定供給するため、防災性に配慮した施設整備を進めるとともに事業者においても業務継続できるような体制づくりを行う。

《目標指標》

- ・ 自主防災組織率：約59%（R1）（全国平均84%）→90%（R8）
76団体（7,715世帯/13,006世帯）→115団体（11,700世帯/13,006世帯）

（3）建築住宅

1）施設・建築物等の耐震化・老朽化対策

（庁舎等の耐震化・維持管理等の推進）（1-2, 3-1）〔市〕《行政機能／建築住宅》

- 市庁舎等の不特定多数が集まる市有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修がほぼ完了しているが引き続き耐震化を推進する。また、今後は新庄市公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

（住宅・建築物等の耐震化の促進）（1-1）〔国、県、市、民間〕《建築住宅》

- 国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、市内の住宅・建築物等の耐震化を進める。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

（1-2）〔国、県、市、民間〕《建築住宅》

- 多くの市民が利用する施設の甚大な被害を最小限に抑え、利用する市民の安全の確保を最大の目標と掲げ、新庄市建築物耐震改修促進計画に基づき、全ての建築物の耐震化を目指した取組を進める。
- 社会教育施設の一部について未耐震化であるため、計画的に耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を進める。
- 小中義務教育学校等の不特定多数が集まる学校施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、今後は、施設の長寿命化とともに、計画的な維持管理・更新を推進する。
- 新庄市保有の保育所、児童厚生施設、放課後児童健全育成事業実施施設の耐震化は完了している。また、今後は施設の長寿命化とともに、計画的な維持管理・更新を推進する。
- 民間立認可保育所、小規模保育施設、認定こども園、放課後児童健全育成事業実施施設の耐震化は完了しているが、私立幼稚園は4施設のうち3施設が未実施のため、計画的な耐震化を促進する。また、今後は、施設の長寿命化とともに、計画的な維持管理・更新を推進する。
- 市老人福祉センターは、旧耐震基準で建築されており、耐震化への取り組みを進める。
- 未耐震化の施設について、助成制度を活用しながら、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく適切な対応を促進する。

（市営住宅の老朽化対策の推進）（1-1）〔市〕《住宅建築》

- 市営住宅について、耐震化は完了しているので、「新庄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的なストック管理（修繕、改築等）を推進する。

（都市公園施設の計画的な維持管理の推進）（1-2）〔県、市〕《建築住宅》

- 公園長寿命化については未策定のため、策定を進め適切な維持管理・更新を行う。

（緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進）

（1-1, 1-2）〔国、県、市〕《建築住宅》

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難

や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

2) その他対策

(空き家対策の推進) (1-1) [県、市] 《建築住宅》

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、空き家の所有者等に対して適正管理を促すとともに、空き家の状況に応じて利活用又は除却を推進するなど総合的な空き家対策を実施する。

(大規模盛土造成地対策の推進) (1-1, 1-2) [県、市] 《建築住宅》

- 地震発生時に地滑りや崩壊等により被害を生じる可能性のある大規模盛土造成地を把握するための調査結果を公表するなど、市民に情報提供していく。

(家具の転倒防止対策の促進) (1-1) [県、市] 《建築住宅》

- 大規模地震発生時に家具転倒による人的被害を防止するため、市民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を促進する。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-2) [県、市] 《建築住宅》

- 近年発生した大規模地震では、建屋の倒壊によるもののほか、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒により多くの死傷者が出ていることから、市報や市ホームページ、出前講座等で対策を周知する。

(4) 交通基盤

1) 高速交通網整備

(高速道路等の整備) (5-3, 8-4) [国、県、市、民間] 《交通基盤》

- 本市を中心に東西南北においてミッシングリンクが存在しており、大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速におこなうため、国・県と連携し、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進する。特に重要物流道路である国道47号は、太平洋側と日本海側を結ぶ大動脈であるにも関わらず、規定雨量を超過すると事前通行規制が行われることから、関係機関とともに、その脆弱性の解消と整備促進に向けた取り組みを行う。併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路の整備を進める。

(奥羽新幹線の整備) (5-3, 6-4, 8-4) [国、県、市、民間] 《交通基盤》

- 東日本大震災を教訓として、東北地域と首都圏や西日本とを結ぶ高速交通ネットワークのリダンダンシー機能の重要性が再認識されており、その中でも、定時性、速達性、大量輸送性に優れた整備新幹線は、高速ネットワークの基軸として期待されているが、本県にはまだ整備新幹線が整備されていないため、東京一極集中を是正するためにも、フル規格の奥羽新幹線整備の早期実現に向け取り組む。

※リダンダンシー機能とは

自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワーク等を多重化したり、予備の手段が用意されていること。

2) 道路関係防災対策

(緊急輸送道路等の整備の促進) (1-1) [国、県、市] 《交通基盤》

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェッドの長寿命化を推進する。

※スノー（ロック）シェッドとは

雪崩、落石が発生しやすい連続する急斜面下の道路に設けられる防護施設。

（緊急輸送道路等の確保） (2-1, 2-5, 8-4) [国、県、市] 《交通基盤》

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化、落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェットの長寿命化を推進する。

（道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進）

(5-3, 6-4) [国、県、市] 《交通基盤》

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に、引き続き計画的な整備を行う。
- 橋梁をはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

（孤立集落アクセスルートの確保） (2-2) [国、県、市] 《交通基盤》

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル及びスノー（ロック）シェットの長寿命化を推進する。

（路線バス等地域公共交通の確保） (6-4) [県、市、民間] 《交通基盤》

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行う。また、地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

3) 豪雪対策

（暴風雪時における的確な道路管理の推進） (1-5) [国、県、市] 《交通基盤》

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

（道路の防雪、雪寒施設の整備）（1-5）〔国、県、市〕《交通基盤》

- 各道路管理者（国、県、市）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵、雪崩防止柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝、散水・無散水消雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるため、整備を促進する。

（道路の除雪体制等の確保）（1-5）〔国、県、市〕《交通基盤》

- 安定的な除雪体制を確保する上で、除雪オペレータの高齢化や担い手不足、除雪機械の老朽化などの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

4）その他対策

（街路・都市施設の整備）（1-1）〔県、市〕《交通基盤》

- 災害時における避難路や防火帯となる街路の整備を推進するとともに、地域における防火機能を強化するための防火拠点施設等の整備を推進する。

《目標指標》

- ・ 街路（都市計画道路）の整備率：約 52%（H30）→約 59%（R8）
25.36km（H30 整備済み延長）/48.93 k m（整備計画延長 国・県・市）
→26.62km（R8 整備見込延長）/45.49 k m（整備計画延長 国・県・市）
- ・ 流雪溝整備率：54%（R1）→57%（R8）
49.43km（整備済み延長）/91.91 k m（整備計画延長 県・市）
→52.45km（R8 整備見込延長）/91.91 k m（整備計画延長 県・市）
- ・ 最上川からの消流雪用水供給率：26%（R1）→43%（R8）
0.80 t（最上川からの許可水量）/3.02 t（最上川からの計画供給量）
→1.30 t（R8 最上川からの計画取水水量）/3.02 t（最上川からの計画供給量）
- ・ 防雪柵整備率：44%（R1）→49%（R8）
2.44 k m（整備済み延長）/5.49 k m（整備計画延長 市）
→2.70 k m（R8 整備見込延長）/5.49 k m（整備計画延長 市）

(5) 国土保全

1) 洪水・土砂災害対策

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、市、民間] 《国土保全／農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(治水対策の推進及び河川管理施設の維持管理) (1-3) [国、県、市] 《国土保全》

- 近年の気候の変動による局地的な豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、重点整備区間を設定し河川改修を行うなど、治水効果の早期発現を図っていく。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の撤去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

(都市部における内水浸水対策の促進) (1-3) [国、県、市] 《国土保全》

- ゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫リスク増大に対処するため、社会資本総合整備計画に基づく下水道雨水幹線等施設整備を促進する。
- 河川の内水氾濫による被害に対処するため、国・県と連携し、排水機場の整備や機能の増強を促進する。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、市] 《危機管理／国土保全》

- 土砂災害ハザードマップの定期的な改正及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化)

(1-3, 1-6) [国、県、市] 《危機管理／国土保全》

- 河川の水位や気象情報等を県のシステムや気象台とのホットライン等で的確に把握し、必要に応じて、避難情報や災害に関する情報を市民に提供する。また、市民に対して、情報取得の方法についても、市報や市ホームページ、出前講座等で周知していく。

2) 復旧復興対策

(迅速な復興に資する地籍調査の推進) (8-4) [県、市] 《国土保全》

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであり、市の進捗率は94.4%(H2)であり、市街地は未だ未着手となっている。今後は市街地も地籍調査を行う。

《目標指標》

- ・ 雨水幹線全体計画整備率：17%(R1)→37%(R8)
100.19ha(R1 排水区域内整備済み面積)/587ha(排水整備計画区域面積)
→(100.19ha(R1 排水区域内整備済み面積)+117.34ha(升形川左岸第2排水区))
/排水区域内面積 587ha
- ・ 農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率：
85.05%(R2)→90.36%(R8)
＝多面保全会活動面積+中山間協定面積/農林業センサス水田面積(新庄市の統計より)
(4328.32ha+89.61ha)/5090ha→(4317.42ha+104.93ha)/4894ha

(6) 保健医療・福祉

1) 医療機関等の非常時対応

(医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、市、民間] 《保健医療／福祉》

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

(透析医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、市、民間] 《保健医療／福祉》

- 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により、透析治療を提供できる体制の確保を促進する。

（医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進）

（2-5）〔県、市、民間〕《保健医療／福祉》

- 国は、病院や高齢者福祉施設等で１日３食を提供する施設については、３日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

（災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備）

（2-5）〔県、市、民間〕《保健医療／福祉》

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行い必要に応じて施設整備等を支援するとともに、福祉版DMA Tにあたる災害派遣福祉チーム（DWAT）の創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

２）各種医療支援

（ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実）

（2-5）〔県、市〕《保健医療／福祉》

- ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、災害時に備えランデブーポイントを複数選定したり、冬季間の除雪を確実に実施したりすることで、救急医療体制に万全を期す。

３）防疫対策

（防疫対策の推進）（2-6）〔国、県、市〕《保健医療／福祉》

- 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平時からその重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するための、国道や県道の管理者との道路占用等の手続き調整や、消毒資機材等確保に係る支援を行う。

《目標指標》

・予防接種法に基づく接種率

麻しん・風しんワクチン（第2期）：96%（R1）→100%（R8）

260人（接種者数）/271人（対象者数）→現状の接種率を考慮し、100%を目指す。

高齢者インフルエンザワクチンの接種率：43%（R1）→50%（R8）

4,882人（接種者）/11,331人（対象者）→現状の接種率を考慮し、50%を目指す。

（7）ライフライン・情報通信

1）エネルギー

（エネルギー供給事業者との連絡強化）

（5-2, 6-1）〔県、民間〕《ライフ・情報／産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。

（再生可能エネルギーの導入拡大）（6-1）〔国、県、市、民間〕《ライフ・情報／産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。また、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

2）上水道

（上水道施設の耐震化・老朽化、停電対策の推進）（2-1, 6-2）〔市〕《ライフ・情報》

- 上水道施設の耐震化率は、基幹管路を除き全国水準を下回っていることから、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に推進する。
- 給水拠点の確保のため、医療施設、学校、公共施設等、避難所の重要給水拠点施設へ配水する水道施設の耐震化を着実に推進する。
- 停電対策として、全ての施設に自家発電機が設置されており、引き続き保守点検の充実を図る。

（災害時における応急給水体制などの整備）

(2-1, 6-2) [県、市、民間] 《ライフ・情報》

- 速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を推進する。

3) 下水道等

（下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進）

(6-3) [県、市] 《ライフ・情報》

- 下水道に係る業務継続計画は策定済みであるが、最新のマニュアル等に準拠して更新する。また、新庄市浄化センターや下水道施設の更新に向け、現在のストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を着実に進める。

（農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進）

(6-3) [県、市、民間] 《ライフ・情報》

- 汚水処理施設について、災害時の停電に備えるため、非常用エンジンや自家発電機の更新を進めるとともに、機能診断および最適整備構想に基づき、老朽化した施設等修繕のコストの標準化を図る。

（合併処理浄化槽への転換促進） (6-3) [県、市、民間] 《ライフ・情報》

- 第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想に基づき、市町村生活排水処理施設整備基本計画を着実に推進し、汲み取り便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を引き続き促進する。

4) 情報通信

（情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備）

(4-1) [民間] 《ライフ・情報》

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進していく。

（ＩＴ部門における業務継続体制の整備）（3-1）〔市〕《行政機能／ライフ・情報》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムを確認し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、訓練等により定期的に確認を行う。
- ＩＣＴ－ＢＣＰ（情報システムの業務継続計画）の策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

（1-6, 3-1, 4-1）〔県、市〕《行政機能／危機管理／ライフライン》

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、県防災行政通信ネットワーク等行政機関相互の通信手段を確保できるよう、県や東日本電信電話株式会社及び携帯電話各社と防災会議や防災訓練、災害協定等で連携を強化していく。

（災害時における住民への情報伝達手段の強化）

（1-6, 4-2）〔市〕《行政機能／危機管理／ライフライン》

- 災害時に住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達するため、緊急速報メールや防災行政無線など、様々な手段で情報を伝達しているが、放送を聞き取れない場合の防災行政無線・音声ガイドサービスの利用について、周知する。

《目標指標》

- ・ 上水道の基幹管路の耐震適合率：65.7%（R1）→67.8%（R12）
61,918.62m（R1耐震適合管）/94,282.91m（導水管2487.06m+送水管21,017.78m+配水本管70,778.07m）
→63,918.62m（R12まで耐震化）/94,282.91m（導水管2487.06m+送水管21,017.78m+配水本管70,778.07m）
- ・ 合併浄化槽の普及率（対人口）：46.1%（R1）→77.3%（R8）
浄化槽整備済人口4,148人/浄化槽整備区域内人口8,996人
→浄化槽整備済人口6,090人/浄化槽整備区域内人口7,874人

（８）産業経済

１）企業活動

（企業の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進）（5-1）〔県、市、民間〕《産業経済》

- 災害が発生した際に企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、市内企業におけるＢＣＰ策定を促進する。

（リスク分散を重視した企業誘致等の推進）（5-1）〔県、市〕《産業経済》

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取り組みを推進する。

２）エネルギー

（エネルギー供給事業者との連絡強化）

（5-2, 6-1）〔県、民間〕《ライフ・情報／産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。

（再生可能エネルギーの導入拡大）（6-1）〔国、県、市、民間〕《ライフ・情報／産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る。また、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制（エリア供給システム）を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

3) 工業用水

(工業用水道施設の老朽化対策等の推進)

(6-2) [県、市] 《産業経済》

- 新庄中核工業団地の福田工業用水道（県企業局管理）について、災害時における工業用水道水の供給途絶を防ぐため、設備の老朽化対策等を進める。

4) 風評被害防止

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (7-5) [県、市、民間] 《産業経済》

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等と連携していく。

(9) 農林水産

1) 食料供給

(食料生産基盤の整備) (5-4) [県、市、民間] 《農林水産》

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災、減災対策を含め、農地や農業水利施設の整備を推進する。

2) 農林漁業施設の耐震化・老朽化対策

(農地・農業用施設の保全管理の推進) (7-3) [県、市、民間] 《国土保全／農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

（農道等施設の耐震化・長寿命化対策の推進）（6-4）〔県、市、民間〕《農林水産》

- 農家や地域住民が共同で行う、農道や農道橋の定期的な機能診断を支援するとともに、点検結果に基づき耐震化及び長寿命化対策が実施できるよう、連携を強化する。

（農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進）（6-2）〔県、市、民間〕《農林水産》

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策が着実に図られるよう連携を強化する。

（ため池の適正管理）

（1-3, 7-1）〔県、市、民間〕《危機管理／農林水産》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池については順次整備をまた利用されていないため池については、管理者と協議の上、順次廃止工事を行う。

（治山による土砂災害対策の推進）（1-4, 2-2, 7-1, 7-3）〔県、市〕《危機管理／農林水産》

- 国や県と連携し、治山施設や地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めているが、山地災害の防止や水源の涵養など森林の公益的機能の維持、増進を図る。

（持続的な農業・林業等の生産活動）

（7-4）〔県、市、民間〕《農林水産》

- 農山村における農業・林業等の生産活動を維持し、農地・森林等の荒廃を防ぎ国土保全機能を適切に発揮させる。

（10）環境

1）有害物質・危険物対策

（有害物質の拡散・流出防止対策の推進）（7-2）〔県、市、民間〕《環境》

- 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

（危険物施設の耐震化の促進）（7-2）〔県、市、民間〕《環境》

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

（有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施）（7-2）〔県、市〕《環境》

- 最上広域消防本部と連携し、化学剤等の拡散・流出を想定した訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出における対処能力の向上を図る。

2）放射線対策

（放射線モニタリングの実施）（7-4）〔国、県、市〕《危機管理／環境》

- 隣接県の原子力発電所における事故が発生した場合に備え、機器の維持管理モニタリング実施体制の整備を図る。

3）災害廃棄物対策

（災害廃棄物処理計画の策定・運用）（8-1）〔県、市〕《環境》

- 災害が発生した際、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上のリスクを回避するため、災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に廃棄物処理を進める。

（11）リスクコミュニケーション

1）防災教育

（地域防災マネージャーの活用）（1-6）〔市〕《リスクコミ》

- 地域や学校、事業所における防災教育及び防災訓練の充実を図るため、地域防災マネージャーを活用し、地域の実情に応じた防災知識の普及啓発、避難行動や避難所運営に関する助言・支援等を行うことにより、自助・共助の取組みを促進し、地域防災力の向上を図る。

（防災教育の充実）（1-6）〔国、県、市、民間〕《リスクコミ》

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及び市ホームページなどで実施している防災知識や自助意識等の普及啓発について、防災士など有識者を活用するなど内容の充実等を図る。また、防災教育に関する教職員研修の内容の更なる充実とともに、「学校防災マニュアル」に基づく避難訓練がより具体的・実践的なものとなるよう内容を検討し、防災教育の充実を図る。

（放射線等に関する正しい知識の普及啓発の推進）（7-4）〔県、市〕《リスクコミ》

- 県とともに放射線や原子力災害に関する正しい知識の普及啓発を進める。

（雪下ろし事故を防止するための注意喚起）（1-5）〔県、市〕《リスクコミ》

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

（食料等の備蓄）（2-1, 5-4）〔県、市、民間〕《危機管理／リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、市民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き防災訓練や出前講座等で周知を行うとともに、防災士等の有識者を活用し啓発活動を行う。
- 市における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う。

2）防災訓練

（防災訓練の充実）（1-6）〔国、県、市、民間〕《リスクコミ》

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの市民の参加による実践的な訓練に取り組む。

（原子力災害に係る防災訓練等の検討）（7-4）〔市、民間〕《リスクコミ》

- 原子力発電所から30km圏内ではないが、市民の健康や不安の軽減を図るため、必要に応じて実施を検討する。

3) 要配慮者支援

(災害時避難行動要支援者への対応策の充実の促進)

(1-6) [国、県、市、民間] 《リスクコミ》

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要とされる避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、作成を促進する。

4) 関係機関との連携・人材育成

(大規模災害時の消防力の確保) (2-3) [県、市] 《行政機能／リスクコミ》

- 迅速な消防活動の展開を阻害させないように、消防車両、小型動力ポンプの更新を行う。また、効果的に消防活動を行うために、消防団員の確保、団員の研修及び消防職員と消防団員の合同訓練として市総合防災訓練の充実を図ることで消防力を強化する。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備)

(2-1) [県、市、民間] 《危機管理／リスクコミ》

- ボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と新庄市社会福祉協議会、活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向け取組みを促進していく。

(水防力の強化) (1-3) [市、民間] 《リスクコミ》

- 近年の地球温暖化や異常気象の強大化が懸念され、災害の発生頻度が高まっている。水防活動に従事する消防団員（水防団員）の確保、研修、消防団（水防団）と民間事業者等との多様な連携を図るとともに、水防活動を維持するための機材の整備を促進する。

※新庄市消防団条例第12条の規定による。

(建設関係団体との連携強化) (8-2) [県、市、民間] 《リスクコミ》

- 市は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

(復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [県、市、民間] 《リスクコミ》

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

《目標指標》

- ・消防団員数（定数に対する割合）：95%（R1）→100%（R8）…定員数 1,039 名を充足する

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、本計画の推進に当たっては、所管課を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画や県計画との整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。

なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県、他市町村及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。